

施政方針

能登町第二次総合計画8年目となる令和5年度は
どのような施策が行われるのか——3月定例会議で
大森町長が述べた、施政方針の一部を掲載します。

令和5年度の当初予算案をはじめ、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

ウィズコロナの取組みを進め

日常を取り戻す

昨年は、まさに国際的に激動の年だったと感じております。ロシアのウクライナ侵攻は、今なお終わりを見通すことが困難な状況であります。この紛争は日本の経済にも大きな影響を及ぼし、エネルギーや物価の高騰は地方経済を直撃しております。

新型コロナウイルス感染症に関しては、国内で感染が確認されて

から3年が経過し、4年目となりました。この間、変異株の影響もあり、8回の流行を経験しました。国は、これまで培われた対策の知見や致死率の減少等により、5月8日から感染症法上の位置づけをこれまでの「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行することを決めました。5類移行には様々な課題があると考えられますが、今後は感染者や濃厚接触者の外出自粛制限がなくなるなど、感染対策は大きな転換点を迎えることとなります。感染するリスクや他人に感染させるリスクなどを踏まえながら、マスク着用など、自ら考え行動することが一層求められます。

様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝申し上げます。

これまでも述べてきましたが、当町の最大の課題は、人口減少問題であり、人口減少は避けて通れない道ではありますが、創生総合戦略に基づき、人口減少のカーブを緩やかにすること、そして、当町との関わりが深い人を増やす「関係人口の創出」というのが、当町の進むべき道であると考えております。そのためにも、これまで行ってきた施策を深化させるとともに、DXの推進、子育て支援の充実、定住促進などの新たな施策を展開していきたいと思っております。

デジタル化、脱炭素、感染症対応、物価高騰、人口減少など、5年後、10年後の社会が予測できないほど、時代の流れは加速化し、まさに「新時代」を迎えています。新たな時代に対応した、持続可能な能登町をつくるため、課題から逃げず、挑戦を続け、一步一步前進することで、この町を末永く子や孫の世代が受け継いでいく「道」を切り開いていきたいと考えております。



町としましては、国、県と歩調を合わせて、日常を取り戻していくためのウィズコロナの取り組みを進めながら、引き続き町民の皆様へ適切な情報提供を行ってまいります。

また、社会活動が活発化することによって、これまで制限されてきた地元経済の活性化や地域の伝統文化が守られることを期待し、応援もしていきたいと考えております。

デジタル化を通して

地域社会の課題解決を目指す

コロナ禍は様々な社会課題を浮き彫りにしました。その一つがデジタル社会への対応の遅れであります。その中で、国は、デジタルの力で地方が日本の主役になる未来として、

当初予算編成の考え方

歳入面では、自主財源の確保は厳しく、依然として地方交付税などの依存財源に頼る体質であります。歳出面では、高止まりする社会保障関係費や、近年の大型プロジェクトに伴い高く推移する公債費、さらに材料費等の高騰による投資的経費の増加に加え、燃料価格の高騰を受け電気使用料が大きく伸びるなど、大変厳しい状況であることから、持続可能な財政運営を行うため、全庁一丸となって歳出削減に努めました。

そのうえで、DXの推進や子ども・子育て支援施策について、歳出特別枠を設け積極的に予算配分を行ったほか、関係人口の創出による地方創生、定住施策の推進、福祉の充実、地域経済の活性化、そして、公共施設の適正管理など、着実に取り組むべきことについても、選択と集中により、しっかりと予算配分を行っております。

心を一つにして向き合い

一步一步着実なまちづくりを

私にとりまして、2回目の当初予算の編成となりましたが、予算編成を通して、改めて町政を担う責任の

持続可能な能登町をつくる

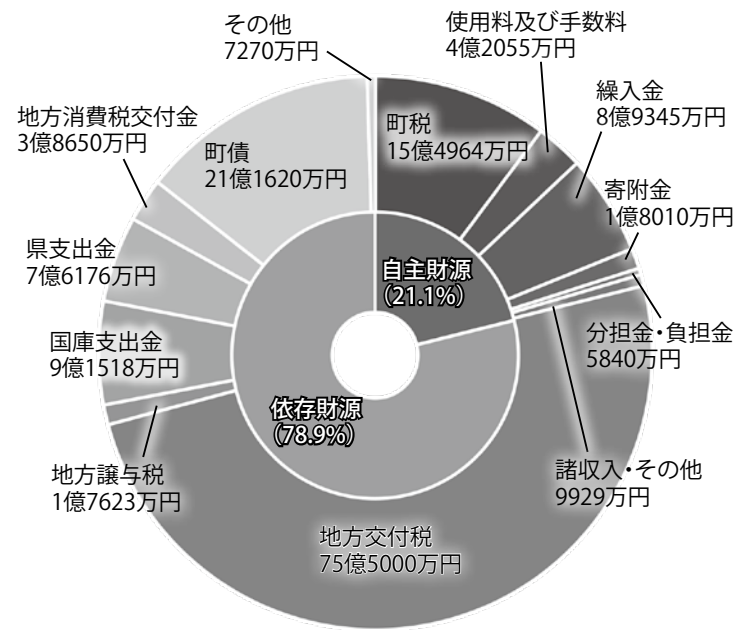
私が町民の皆様から町政の運営を託されてから、来月で2年を迎えることとなります。これまで、全ての町民の皆様が、健やかに、安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでまいりました。多くの町民の皆

重さを痛感するとともに、町政発展のためには、町民の皆様、町職員、議員の皆様のご協力が必要不可欠であります。

世界は今、誰もが経験したことの無い「新時代」を迎えています。不安定な社会情勢のもと、かねてより直面する人口減少問題はいよいよ厳しさを増しています。令和4年の国内の出生数は80万人を割り込み過去最少となり、当町においても同年の出生数は51人と、想定を超えるスリドで少子化が進んでおります。未来への不安を感じる時代のなか、「この町に住んでいて良かった」と、幸せを実感できるまちづくりが、まさに今、求められています。その実現のため、医療、福祉、教育、環境、防災、産業振興など、あらゆる分野を俯瞰的な視点で見つめ、持続可能性のある政策を立案し、実行することが必要であると感じております。

町政運営にあたりましては、常に5年後、10年後の町のあるべき未来の姿をイメージしながら、山積する課題に対して皆様と心を一つにして向き合い、一步一步着実に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

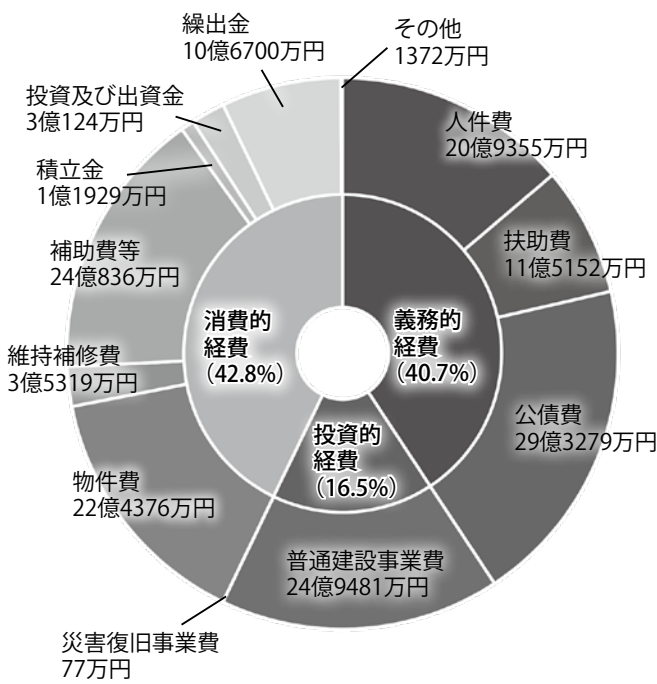
歳入状況



- 自主財源
町税は 84 万円増の 15 億 4,964 万円を見込んでいます。使用料および手数料については、インターネット使用料等の増加により、733 万円増の 4 億 2,055 万円を見込んでいます。
- 依存財源
歳入全体の約 50% を占める地方交付税は、9,000 万円増の 75 億 5,000 万円を見込んでいます。国庫支出金・県支出金については、道路メンテナンス事業等により 1 億 9 万円増の 16 億 7,694 万円を見込んでいます。町債においては、新焼却施設整備が完了したことによる負担金の減等により、1 億 3,760 万円減の 21 億 1,620 万円となりました。

歳出（性質別）状況

- 義務的経費
総額は 61 億 7,786 万円となり、全体の約 40.7% を占めました。そのうち扶助費については、介護給付費の増等により、1,258 万円増の 11 億 5,152 万円となっています。公債費はこれまでの大型繰上償還の影響による定時償還額の減に伴い 1 億 1,354 万円減の 29 億 3,279 万円となりました。
- 投資的経費
普通建設事業費において、統合保育所や役場跡地（仮称）大屋根広場整備事業、道路メンテナンス事業のほか、白丸公民館整備事業などにより、10 億 1,012 万円増の総額 24 億 9,558 万円となりました。
- 消費的経費
物件費は電気使用料や物価の高騰等で 8,490 万円の増、維持補修費は防災重点ため池浚渫事業や除雪費等の増により 7,854 万円の増となりました。また、補助費等は新焼却施設整備の完了による奥能登クリーン組合への負担金が減少した影響で、9 億 3,635 万円減の 24 億 836 万円となり、全体では 7 億 4,801 万円減の総額 64 億 9,656 万円となりました。



地方交付税：地域間の税源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるようにするために、国が地方公共団体の一般財源として配分する税

国庫支出金・県支出金：各種事業に対する国・県からの補助金など

町債：資金調達などの長期借入金

人件費：議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、会計年度任用職員を含む職員給など

扶助費：社会保障制度の一環として、障害者総合支援法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき、生活を維持するために支出される経費

公債費：町債の元利償還金および一時借入金の利子の合算額

普通建設事業費：道路、学校など公共用または公用施設の建設事業に要する経費

物件費：需用費（消耗品等）、役務費（郵便料等）、委託料、賃借料、備品購入費など

補助費等：各種団体への補助金や奥能登クリーン組合、公立宇出津病院への負担金など

繰出金：一般会計と特別会計または、特別会計相互間で支出される経費

令和 5 年度 能登町当初予算

令和 5 年度当初予算は、第 2 次総合計画に掲げる「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を目指し、「能登町創生総合戦略」を踏まえた、住み続けたいまちづくりの推進や子ども・子育て支援の充実など、能登町創生を推し進めるべく編成しました。

定住施策や関係人口創出の推進、福祉の充実、公共施設の適正管理、D X の推進など、町の活性化や住民サービスの向上、持続可能な財政運営に努めるとともに、さまざまな地域課題の解決に取り組みます。

一般会計

151億8000万円

(前年度比 1 億 6 6 0 0 万円増 1.1%)

企業会計

67億3190万円

(前年度比 8 億 7 0 4 万円増 13.6%)

会計名称	予算額	増減
水道事業会計	14億9016万円	▲ 0.2%
収益的支出	8億 40万円	▲ 2.1%
資本的支出	6億8976万円	2.1%
下水道事業会計	16億6932万円	▲ 3.6%
収益的支出	8億4526万円	▲ 2.8%
資本的支出	8億2406万円	▲ 4.4%
病院事業会計	35億7242万円	32.3%
収益的支出	24億8717万円	1.4%
資本的支出	10億8525万円	337.1%

特別会計

55億4305万円

(前年度比 2 0 6 0 万円増 0.4%)

会計名称	予算額	増減
国民健康保険	23億5587万円	▲ 0.6%
後期高齢者医療	3億6667万円	6.9%
介護保険	28億2051万円	0.4%

◆地方債残高

区分	令和 5 年度末（見込）	令和 4 年度末（見込）
一般会計	194 億 257 万円	201 億 3802 万円
水道事業	40 億 4374 万円	41 億 177 万円
下水道事業	63 億 8350 万円	67 億 9817 万円
病院事業	15 億 3300 万円	7 億 5159 万円
計	313 億 6281 万円	317 億 8955 万円

◆基金総額

区分	令和 5 年度末（見込）	令和 4 年度末（見込）
一般会計	21 億 8384 万円	29 億 5801 万円
特別会計	7 億 430 万円	7 億 3144 万円

【用語解説】

自主財源：町税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金、諸収入など自主的に収入しうる財源

依存財源：地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税、地方債など、国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入

町税：町民税、固定資産税など、皆さんが納めた税金

繰入金：町の基金からの繰入金

諸収入：町税の延滞金など他の収入科目に含まれない収入



主要事業

第2次総合計画に基づいて実施する主要事業について、7つの施策の大綱に沿って紹介します。

① 自然環境との絆を大切にしたいまちづくり

トキ放鳥受入推進事業

200万円

▽能登地域でのトキ放鳥に向けて、生息環境の整備等の取組を推進。

珠洲市・能登町環境衛生施設解体

546万円

▽平成19年3月に閉鎖した、珠洲市・能登町環境衛生施設（福光地内）の解体に着手。後年度の解体に向け実施設計費を珠洲市と按分し計上。

② 誰もが住みよいと感じる地域が一体となったまちづくり

除雪対策事業

1億5,816万円

④ 健康で心に豊かさを持てる人づくり

健康福祉の郷「なごみ」管理費

6,888万円

▽指定管理委託料のほか、大規模改修に伴う機能・整備内容の検討業務委託料を計上。

介護基盤施設等整備事業

4,115万円

▽地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を推進。既存施設の移転改築の支援と開設時の準備経費を支援。

統合保育所整備事業

7億9,383万円

▽宇出津地区の2保育所を統合し、新たに保育所を整備。5年度は建設工事費、備品購入費などを計上。

まつなみキッズセンター整備事業

1,330万円

▽まつなみキッズセンターの移設のほか、松波中央公園周辺を再整備するための実施設計費等を計上。

母子保健事業

2,063万円

▽妊娠届出から全ての妊婦・子育て家庭に対して、継続的に相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施するほか、不妊治療の費用負担を軽減するため、新たに交通費助成金を計上。

介護人材確保事業

1,210万円

▽介護従事者に対し給付金や助成金を

▽除雪委託費のほかGPS除雪管理システムの試験導入および除雪機オペレーターの免許取得支援に要する費用を計上。

道路メンテナンス事業

1億9,650万円

▽新五期河原橋の架替工事に着手するほか、トンネル長寿命命化修繕計画の更新を実施。

防災重点ため池浚渫事業

2,010万円

▽防災重点ため池（町内85か所）のうち、地元から要望のある10か所のため池の浚渫を実施。

予約制乗合タクシー運行補助

812万円

▽予約制乗合タクシーの運行業者に対し補助。4年度から運賃を一律1人700円に改訂。

内浦総合支所バスロータリー整備事業

132万円

▽現在のバス停を総合支所前に移動しロータリー化することで、利便性の向上とバス利用の促進を図る。

消防団ポンプ自動車更新事業

2,400万円

▽小木分団のポンプ自動車を更新。

消防団詰所整備事業

9,081万円

▽松波分団詰所を旧内浦庁舎跡地に整備するほか、小木分団詰所整備に向けた経費を計上。

③ 地域の魅力を生かしたしごとづくり

関係人口創出事業

1,994万円

▽能登ローカルシフトアカデミーやの未来会議の開催、地域外複業人材の活用、ワーケーション誘致のための経費を計上。

企業視察支援事業

73万円

▽町で企業研修の実施やサテライトオフィス開設のため視察を行う県外企業に対して費用の一部を補助。

県営老朽ため池整備事業

1,133万円

▽矢波地区のほか、新たに寺六地区（高津堀）で実施。

県営ほ場整備事業

1億2,568万円

▽「天坂・久田」「柳田中央第2」「瑞穂」「大箱」「十郎原」「瑞穂第2」「藤ノ瀬」の7地区での整備を継続するほか、新たに「上町」地区で着手。

菌床椎茸生産施設整備事業

25万円

▽菌床椎茸の生産施設の整備に要する費用の一部を補助。

森林環境譲与税事業

3,132万円

▽適切に経営管理が行われていない森林で意向調査を行い、間伐などを実施。沿岸沖合漁船員就業対策事業

40万円

松波城址整備事業

4,082万円

▽旧松波城庭園の枯山水など遺構の保存・展示整備を実施。

全日本学生ソフトテニス大会

660万円

▽9月1日～7日に開催される全日本学生ソフトテニス大会の運営に係る経費を補助。

藤波運動公園管理費

5,632万円

▽指定管理委託料のほか、公園入口のロードサイン設置費を計上。

学校給食費助成事業

1,316万円

▽学校給食費の一部を助成。

⑥ 地域の絆を深め、住み続けたいくなるまちづくり

結婚支援事業

350万円

▽本年度婚姻した夫婦に住居費などを助成することで新生活を支援。

定住促進事業

2,327万円

▽ノトクロスポートを基点に、移住・定住サポートを実施。移住世帯に対し、新たに引越支援や家賃支援を行う。

定住住宅助成金

3,750万円

▽町民全てを対象とした住宅購入や改修に係る助成制度を新設。

大会合宿等誘致事業

769万円

▽小型船舶操縦士、海技士に加え、新たに無線従事者の免許取得を支援。小規模近代化設備整備事業

320万円

▽県漁協能都支所の輸送タンク、小木支所のフォークリフトの更新費用を補助。

創業・継承支援事業

1,541万円

▽町内での創業と事業継承を支援するため、店舗建築や備品購入等に要する金融機関からの借入金等に対して一部を助成。

キャッシュレス決済推進事業

2,992万円

▽町キャッシュレス決済推進協議会の事業費を補助。地域内経済循環を町全体に拡充するため、キャッシュレスシステム「ひまわりカード」の全町展開を支援。

観光振興対策事業

3,012万円

▽観光ポータルサイトの運用、総合観光パンフレットのリニューアル。

観光誘客促進宿泊助成金

600万円

▽冬季限定宿泊キャンペーンを実施する宿泊施設に対し、費用の一部を支援。

役場跡地（仮称）大屋根広場整備事業

2億5,161万円

▽役場跡地に住民の憩いの場、交流の場となる広場を整備し、にぎわいの創出を図る。

⑦ わかりやすい行財政とつながるまちづくり

企業版ふるさと納税事業

16万円

▽財源の確保を図るため、チラシを作成。重点事業を絞りPRを強化する。

戸籍住民登録事務費

3,653万円

▽住民票などをコンビニなどに設置されている多機能端末機で発行した場合の手数料を引き下げ、利便性の向上とマイナンバーカードの活用を図る。

公債費

29億3,326万円

▽定時償還以外に繰上償還を行い、地方債残高の削減を図る。

遊休施設解体事業

1億6,031万円

▽「能登町公共施設等総合管理計画」「能登町公共施設個別施設計画」に基づき遊休施設の解体を進める。

知って得する★新助成制度

移住・定住促進事業のご案内

☎ ふるさと振興課地域戦略推進室
☎ 62-8527
■ 詳細は、町ホームページをご覧ください。

◇移住促進引越支援事業補助金

町への移住・定住の促進を図るため、県外からの移住に対し、費用の一部を補助します。

補助対象者 県外から町へ移住した 40 歳未満の人または 18 歳未満の子を世帯に有する人

補助要件

- ・事前に能登町定住促進協議会で移住相談を受けていること
- ・就学、職務上の転勤、出向などを目的とした一時的な住民登録ではないこと など

補助金額 一律 5 万円

◇定住住宅助成制度

全町民が能登町に住んで良かったと感じながら能登の暮らしを受け継ぐことを目的に、町内で住宅を新築・購入・リフォームする人に対し、費用の一部を助成します。

補助対象者 移住者を含む全町民

助成金額

住宅取得などに要する費用に対し、最大 10% を助成
※加算項目…若者・子育て・高齢者世帯など

○新築住宅購入 最大助成額 300 万円 新築費用×助成率（基本率＋加算率）

○中古住宅購入 最大助成額 100 万円 中古購入費用×助成率（基本率＋加算率）
※町ふるさと空き家情報登録物件のみ対象

○住宅リフォーム 最大助成額 50 万円 リフォーム費用×助成率（基本率＋加算率）
※町内事業者が請け負う、対象費用が 100 万円以上のリフォーム工事

* 中古購入と住宅
リフォーム助成
は併用可

♡能登町結婚新生活支援事業補助金

結婚新生活のための住居費や引越費用、リフォーム費用の一部を補助します。

補助対象者

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に婚姻届を提出・受理された、婚姻日時点の年齢がともに 39 歳以下の夫婦

補助金額

○夫婦ともに 29 歳以下 最大 60 万円
○上記以外 最大 30 万円

◇移住促進家賃支援事業補助金

町への移住・定住の促進を図るため、町内の賃貸住宅等に入居する U・I ターン世帯に対し、3 年間家賃の一部を補助します。

補助対象者 町内の賃貸住宅に入居する U・I ターン世帯の世帯主

補助要件

- ・事前に能登町定住促進協議会で移住相談を受けていること
- ・世帯全員が事業主などからの住居手当を受けていないこと など

補助金額 家賃の 1/2
※限度額 2 万円 / 月 最大 3 年間

移住・定住に関する相談窓口は

能登町定住促進協議会 ☎ 62-0260

宇出津タ 75-3

（ノトクロスポート内）

<https://nototown.jp/>



■可決された議案…39 件
令和 5 年度当初予算…7 件
一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計
令和 4 年度補正予算…6 件
一般会計補正予算（第 6 号）、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、

大森町長が提案理由を述べ、うち人事件 3 件はただちに採決が行われ、すべて同意されました。その他の議案は、各常任委員会へ付託されました。また、堂前利昭議員の辞職が許可されました。
15 日に行われた採決で、議案 39 件は原案のとおり可決されました。議会提出議案 2 件と追加議案 1 件が提出され、原案のとおり可決されました。

- ・能登町観光施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- ・能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について
- ・能登町フルーツ管理センター条例の

- ・能登町美術館条例の制定について
- ・能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・証明書等の交付に係る事務の委託に関する規約の廃止について
- ・奥能登広域圏事務組合規約の一部変更について
- ・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

■可決された追加議案…1 件
能登町行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

■議会組織の変更
総務産業建設常任委員会委員長 吉田義法
議会運営委員会副委員長 吉田義法
広報編集特別委員会委員 南 正晴
■能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会
委員長 鍛冶谷員一
副委員長 馬場 等



令和 5 年第 2 回
3 月定例会議

第 2 回能登町議会 3 月定例会議は、3 月 6 日に開会し 3 月 15 日までの 10 日間と会期を定め、令和 5 年度能登町一般会計予算など議案 42 件が上程されました。

- ・能登町基金条例の一部を改正する条例について
- ・能登町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- ・能登町宇出津港水産物鮮度保持施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- ・能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登町体験交流施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登町観光施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登海洋深層水施設条例の一部を改正する条例について
- ・能登町手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- ・能登町多目的交流センター条例の一部を改正する条例について
- ・能登町フルーツ管理センター条例の

- ・能登町墓地公園条例の一部を改正する条例について
- ・能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・能登町国民健康保険直営診療所条例の廃止について
- ・能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・能登町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・能登町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

■同意された議案…3 件
能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について（江端由爾・石井）新任
能登町公平委員会委員の選任について（角弘子・鵜川）再任
能登町教育委員会委員の任命について（上結謙一郎・宇出津）再任

■可決された議会提出議案…2 件

能登町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

能登町議会議員なり手不足解消調査特別委員会の設置に関する決議



介護を必要とする人たちが地域で安心して暮らし、必要なサービスが提供されるよう、介護従事者の不足の解消・定着を図るため、支援を行っています。
ぜひ、能登町の介護事業所で働いてみませんか。

◆新人・再就職介護従事者 就業支援給付金

新たに能登町内の介護保険施設等に就職する介護従事者、もしくは再度町内の介護保険施設等に就職する介護従事者に対し、3年を限度として給付金を支給します。

給付対象者
町内に住所を有し、平成31年4月1日以降、新たに町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者であって、以前に町内の介護保険施設等または町内に事業所を置く法人に雇用されていない者、もしくは以前に介護従事者として従事し、離職日から3か月以上経過し、再度町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者

給付金額・支給方法
■介護福祉士等（※1）
雇用開始日から継続して1年間就職した後、20万円、以後1年経過ごとに20万円

■それ以外（※2）
雇用開始日から継続して1年間就職した後、10万円、以後1年経過ごとに10万円

申請書の提出期限
雇用開始日から1年を経過した2か月以内
※2年目以降も毎年申請が必要です。

◆介護サービス 資格取得奨励給付金

介護福祉士等の資格を取得、保有し、能登町内の介護保険施設等に就職する介護従事者に対し、給付金を支給します。

給付対象者
町内に住所を有し、申請時に、町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者であって、令和4年1月1日以降に介護福祉士等の資格を取得、保有した者

給付金額・支給方法
一律20万円

介護福祉士等（※1）の資格につき1人1回を限度とし、別の資格を取得、保有した場合はその都度支給

申請書の提出期限
資格を取得した日、もしくは雇用開始日から2か月以内

（※1）介護福祉士等の資格・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、准看護師、管理栄養士、歯科衛生士
（※2）それ以外の資格・・・介護福祉士等の資格以外の介護職員初任者研修・実務者研修の修了者、旧2級ヘルパーなどの介護業務に関する資格

◆介護福祉士国家試験対策模擬試験受験補助金

町内の介護保険施設等に就職する介護従事者または町内の介護事業所等で就職する予定のある者に対し介護福祉士国家試験に向けた対策模擬試験受験に要した費用を補助します。

補助対象者
町内に住所を有し、申請時に、町内の民間介護保険施設等に常勤雇用として就職する介護従事者またはその予定である者

対象となる模擬試験 次のいずれかの法人が開催または共催するもの
○公益社団法人日本介護福祉士会 ○一般社団法人石川県介護福祉士会

補助金額 経費の10/10 ※限度額1万円

申請書の提出期限 受験日の翌日から1年以内

■申請方法や申請書類に関しては、健康福祉課介護保険係（☎62-8517）までお問合せください。

◆地域資源活用ビジネス支援事業

地域資源等を活用した特産品の販路開拓や販売促進を行う能登町に事業所等を有する個人、団体および中小企業の創意工夫ある取組に対し支援します。

補助対象者 町内に事業所等を有する個人もしくは団体または中小事業者	補助対象経費 謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、コンサルタント費、委託費、デザイン費など
補助対象事業 ①新たなビジネスモデル構築事業 ECサイトを活用した新たな販売ツールの開拓による販路拡大に向けた事業 ②新商品開発等事業 サービスの開発から販路開拓まで、新商品の事業化に向けた事業	補助要件 今年度内に事業が完了し、かつ、原則として、年度内に商品化や販売の見通しがあるもの
補助金額 補助対象経費の4/5 ※限度額30万円	

公募期間	
第1回 5月1日（月）～31日（水）	※6月中旬審査会予定
第2回 9月1日（金）～29日（金）	※10月中旬審査会予定

◆創業・継承支援事業

町内で創業する新規事業者や既存事業の継承者を支援するため、店舗建築や備品購入等に要する金融機関からの借入金等に対して一部を補助します。

補助対象者 ①町内の金融機関から融資を受ける者 ②【個人事業主の場合】 町内に住民登録がある者 【法人の場合】町内を主たる事業所の所在地とした法人登記のある者 ③町内金融機関および町商工会の指導を受けた事業計画を有する者 ④町が指定する創業塾などのセミナーを受けたことの証明書を有する者 ⑤起業後において町商工会に加入し継続的に経営指導を受ける者 など	補助対象経費 建設費、改修費、備品購入費、備品リース費料、事業開始当初に必要な備品、広告宣伝費
補助金額 町内金融機関からの借入金と同額または対象経費の総額の1/2のいずれか少ない額 ※限度額250万円	

☆補助金額等の見直しについて
・補助限度額 上限300万円→250万円
・補助内容 融資に対する利息補助（36回分）の廃止
※令和4年度までに利息補助の決定を受けた者は引き続き3年間の補助を受けることができます。）

◆外国人観光客等「おもてなし」向上プロジェクト事業

外国人観光客等の受入環境の充実による一層の誘客促進を図るため、受入環境整備に要する経費の一部を補助します。

補助対象者 町内で外国人観光客を受入れている実績があるか受入れる予定のある飲食業を営む者	◎トイレ施設の壁または床の改修 ◎外国人観光客、高齢者や障がい者等観光客の利用に配慮したトイレの改修
補助対象事業 ■既設トイレの劣化改修などの経費 ①和式便器から洋式便器への交換 ②洋式トイレの劣化改修等 ③上記①および②に伴うトイレブース（間仕切り、扉）の改修 ■トイレの洋式化と併せて実施する④～⑥の経費 ④洗面台の改修 ⑥照明器具の交換	補助対象経費 調査費、委託料、工事請負費など
補助要件 工事契約や備品購入契約は町内の事業者・店舗と行うこと	
補助金額 補助対象経費の1/2 ※限度額50万円	
対象期間 令和6年度までの3年間（2年目） ※対象年度内に工事着手すること	

地域で頑張る
あなたを応援します



問 ふるさと振興課 ☎（62）8526
■詳細は、町ホームページをご覧ください。

介護現場で働く
あなたを応援します

■ 保険税賦課限度額および低所得者にかかる軽減判定所得が次のとおり変更となります

○賦課限度額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額
改正前	65 万円	20 万円	17 万円
改正後	65 万円	22 万円	17 万円

○低所得者にかかる軽減判定所得

軽減割合		軽減判定基準
7 割	(改正なし)	43 万円 +10 万円× (給与所得者数の数－ 1) 以下の世帯
5 割	改正前	43 万円 + 被保険者数× 28.5 万円 +10 万円× (給与所得者数の数－ 1) 以下の世帯
	改正後	43 万円 + 被保険者数× 29 万円 +10 万円× (給与所得者数の数－ 1) 以下の世帯
2 割	改正前	43 万円 + 被保険者数× 52 万円 +10 万円× (給与所得者数の数－ 1) 以下の世帯
	改正後	43 万円 + 被保険者数× 53.5 万円 +10 万円× (給与所得者数の数－ 1) 以下の世帯

■ 高額療養費の支給手続の簡素化を開始します

これまで高額療養費の支給申請には月ごとに申請が必要でしたが、令和5年1月診療分から簡素化の申請をした世帯は、その後、高額療養費が発生した月分は、自動振り込み(簡素化)になります。

申請方法

高額療養費に該当した際に、支給申請の案内をしますので、申請窓口または郵送にてお手続きください。

○窓口申請の場合

支給申請書のほか、保険者証、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)、口座がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)をお持ちください。

○郵送申請の場合

支給申請書…必ず電話番号(携帯推奨)を記入をしてください。

※後日、本人確認または口座確認をする場合があります。

※保険税の滞納がある場合は、郵送による申請はできません。健康福祉課まで申請手続きにお越しください。

注意事項

- 申請書提出以前に発生した高額療養費は簡素化の対象になりません。
- 75歳到達などにより後期高齢者医療保険へ移行した場合は、別途申し込みが必要です。

申請窓口

健康福祉課
柳田・内浦総合支所
小木・鶴川支所

■ 食事療養標準負担額減額差額支給申請について

国保の被保険者の人が入院した場合、食費は1食460円(食事療養標準負担額)となります。ただし、住民税非課税世帯の人が「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、区分などにより減額されます。

何らかの理由により認定証を提示できず標準負担額を支払った場合は、差額分の払戻しを受けることができますので、健康福祉課または各総合支所、各支所で申請ください。



就職や退職により
健康保険が変わったら

「国民健康保険」と「会社等の健康保険」の切り替えは自動には行われません。必ず手続きが必要です。
健康福祉課または各総合支所、各支所までお越しください。

投票日 4月9日

令和5年4月29日の任期満了に伴う石川県議会議員選挙が次の日程で執行されます。

▶告示日 3月31日(金) ▶投・開票日 4月9日(日)

各区域の投票所については、表のとおりです。投票時間については、午前7時～午後8時となりますが、一部の投票所においては閉鎖時刻が午後7時となりますのでご注意ください。

投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で、令和4年12月30日までに本町に住民登録を行い、引き続き住民基本台帳に登録されている人です。

期日前投票について

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けない人は、期日前に投票ができます。

期日前投票所の場所および期間などは、町ホームページで確認いただくか、町選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、期日前投票をするには、受付で宣誓書の記載が必要です。宣誓書は、投票所入場券の裏面に掲載しているほか、各期日前投票所にも備え付けてあります。

不在者投票について

・滞在地での不在者投票
仕事や旅行などで期日前投票も投票日当日の投票もできない人は、所定の手続きにより滞在地の選挙管理委員会投票することができます。



指定病院等での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所している人は、施設内で投票することができます。指定施設であるか確認のうえ、早めに施設の長に不在者投票の請求をしてください。

・郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を所有し、その障害の程度・介護の区分が所定の条件に該当する人は、自宅などで投票用紙が記入できる郵便等による不在者投制度があります。

この場合、前もって『郵便等投票証明書』の交付を受けることが必要です。

※各投票所では、新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組んでいますので、安心してお越しください。

町選挙管理委員会事務局
☎(62)1000(総務課内)

投票区・投票所一覧(予定)

投票区	投票所	閉鎖時刻	区域
第1	能登町役場 第1研修室・第2研修室	午後8時	天保島、天徳町、本町、大蔵町、浜町、酒垂町、大竹町、中組、桜町、三番町、仙人町、立町、横町、上田町、上町、中町、大橋組、栄町、中島町、浜小路、川原町、上岩屋町、下岩屋町、新村本町、新村浜町、昭和町、音羽町、小棚木、大棚木、漆原、梅ノ木、平体、大平、源平、城野町、錦町、鳳寿荘、城山、羽根
第2	町立ひばり保育所 遊戯室(仮設園舎)	午後8時	四明ヶ丘、崎山1・2・3・4、宇出津新港1・2、辺田の浜、柳倉
第3	町立三波公民館 多目的研修室	午後7時	間島、波並、矢波、猪平
第4	町立神野公民館 ホール	午後7時	宇加塚、鶴町、曾又、下藤ノ瀬、上藤ノ瀬、神ノ目
第5	町立鶴川公民館 図書室	午後8時	七見、桜台、天神町、鶴川栄町、二区、神出町、浜出町、馬場出町、大工町、桜木町、小垣、谷屋
第6	町立瑞穂公民館 和室	午後8時	吉谷、神道、八ノ田、町、院内、西安寺、組倉、木住、三田、豊ヶ丘、武連、本木、宮地、鮭尾、太田原、柏木
第7	柳田総合支所 会議室	午後8時	野田、金山、日詰脇、重年、百万脇、米山、笹川、石井、国光、鴨川、十郎原、五十里、ひかり団地、さくら団地
第8	町立小間生公民館 研修室	午後7時	上長尾、小間生、鈴ヶ嶺、桐畑、久田
第9	町立上町公民館 研修室	午後8時	合鹿、中ノ又、上町、天坂、寺分、五郎左工門分、わすみ団地、こすもす、中斉、神和住
第10	町立岩井戸公民館 会議室	午後7時	黒川、大箱、北河内、田代、下当目、上当目
第11	内浦総合支所 第1会議室・第2会議室	午後8時	港町、第1港町、中町、浜町、白山町、御坊町、平尻町、第1元組、第2元組、鍛冶町、上出町、第1八幡、第2八幡、梅の木団地、枇杷坂団地、坪根、恋路、明生、空林、もちの木団地、雇用促進住宅、布浦、鹿泊、比那、九ノ里、第2長寿園、上東、上西、滝之坊、田代駒渡
第12	町立不動寺公民館 集会室	午後7時	宮犬、不動寺、行延、山口、程谷、十八束、山中、満泉寺、国重、泉
第13	町立秋吉公民館 集会室	午後7時	九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真
第14	白丸コミュニティ施設 多目的ホール	午後8時	立壁、四方山、向出、下出、新村、内浦長尾、新保
第15	小木地域交流センター ロビー	午後8時	西町1・2、東町1・2・3、新町、下浜1・2・3・4、高浜1・2、三矢1・2、庄崎1・2・3、高瀬1・2・3、越坂、上市之瀬、下市之瀬、明野
第16	旧町立高倉保育所 遊戯室	午後8時	姫向浜、姫中組、姫1・2・3、姫幸の港、真脇、羽生、小浦

学校適正規模・適正配置に関する基本方針および実施計画（概要）

町教育委員会は、令和3年度に能登町小中学校教育環境づくり検討委員会を設置し、子どもたちのより良い教育環境についての答申を頂きました。この答申を基本とし、令和5年3月に「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

■学校適正規模・適正配置の必要性

平成22年度に「能登町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けること」を基本に、「地域における学校の役割」を十分に考慮した一定規模の集団による教育力を生かす教育環境の整備を目指し、学校適正配置基本方針及び実施計画を策定しました。

前計画から12年が経過し、小中学校においては、児童生徒数が10人を下回る学級が複数ある中、教職員の努力と保護者や地域の協力のもと、教育の質を低下させることなく学校が存続されています。

小中学校は、多様な個性を持つ児童生徒が、集団を通して切磋琢磨し学び合う場であり、また、その機会を与える役割を担っています。学校は、教科の学習はもとより運動会等の各種学校行事や部活動等の教育活動を多樣的かつ効果的に進めるために一定規模の集団を確保する必要があります。

■学校適正規模・適正配置の基本方針

国が示す適正規模を現在の町にあてはめた場合、小学校1校、中学校1校となり、通学距離や地域性の課題が残ります。個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざし、小規模校ならではの特色ある教育をすすめていく必要があります。

統廃合を考える目安とする「適正規模」と「適正配置」の基本方針を次のとおり定めました。

(1) 小学校

【適正規模の方針】

能登町における適正規模は、1 学年 5 人程度を基本とし全校児童数 30 人程度とする。
--

適正規模	1 学級人数	1 学年の学級数	全校児童数
	5 人程度	1 学級または複式学級	30 人程度

【適正配置の方針】

小学校児童においては、遠距離の通学は児童の身体的・精神的な負担が大きくなることが予想され、現在の小学校5校の5地区を基本とする。

(2) 中学校

【適正規模の方針】

能登町における適正規模は、1 学年 10 人程度を基本とし全校生徒数 30 人程度とする。

適正規模	1 学級人数	1 学年の学級数	全校生徒数
	10 人程度	1 学級	30 人程度

【適正配置の方針】

生徒人数の推移や安全な通学方法等を優先して考え、中学校の配置について地区は限定せず、将来的に中学校は1校とする。



■学校適正規模・適正配置実施計画

小中学校の適正規模・適正配置の基本方針に基づき、学校規模適正化に向けた実施計画を次のとおり定めました（将来において社会情勢や人口動態の変化が予想され、10年後の令和14年度には、本計画の評価及び今後の方針について見直しを図ります）。

- (1) 実施計画は、令和5年度より保護者・地域の合意形成に努め順次実施する。
- (2) 適正規模の基準となる児童生徒数及び学級数は、令和4年5月1日現在の年齢別人口で算定する。
- (3) 適正配置の学校位置は、既存の学校施設を利用し、通学時間は片道おおむね1時間以内とする。
- (4) 適正配置決定後、通学区域の見直しについて検討する。
 - ・校区を見直すことで、適正規模が実現可能な場合に検討する。
 - ・学校統合により、統合後の学校へ通学するよりも、近隣の学校へ通学する方が合理的な地区については、地域的なつながりや安全な通学が可能である場合に検討する。
- (5) 遠距離通学となる児童生徒については、適正配置決定後に通学方法を検討する。
- (6) 小学校の適正配置については、基本方針で示したとおり5校5地区で検討する。
 - ・地域性を考慮して、おおむね完全複式学級が解消できる規模を基本とする。
 - ・ただし、令和15年度以降において、教頭・養護教諭・事務職員の配置が望めない小学校については、地理的、コミュニティ（地域社会）としての成り立ち、地域の実情や今後の行政施策等を考慮して統合を検討する。
- (7) 中学校の適正配置については、基本方針で示したとおり地区は限定せず、将来的に1校とする。
 - ・全校生徒40人未満となる小規模校は、統合の検討を開始する。
- (8) 学校の統廃合による配置に関わらず、地域の文化の継承や地域住民との絆を大切にし、学校と公民館活動や地域行事活動などが連携して、積極的に子どもが地域と関わる体制の強化を図る。

■学校適正規模・適正配置実施年度

①小学校の実施年度（令和15年度以降見直し）

小学校	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18
柳田														
児童数	93	93	92	87	81	82								
宇出津														
児童数	166	162	160	153	154	151								
鶺川														
児童数	54	48	44	41	47	41								
小木														
児童数	51	44	44	39	44	41								
松波														
児童数	84	73	66	61	64	54								
児童数計	448	420	406	381	390	369								

②中学校の実施年度

中学校	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18
柳田											検 討 開 始			
生徒数	60	57	52	47	45	41	46	48	51	41	33			
能都														
生徒数	122	111	117	116	112	107	104	98	97	90	103			
小木	検 討 開 始													
生徒数	31	31	31	29	26	23	22	18	21	17	26			
松波					検 討 開 始									
生徒数	43	42	46	49	38	41	35	35	25	26	29			
生徒数計	256	241	246	241	221	212	207	199	194	174	191			

お知らせ

障害者福祉タクシー助成券は
毎年申請が必要です

町が指定するタクシー会社を利用した際、小型車基本料金が割引となる助成券を、障害者一人につき年間24枚まで交付します。週に2回以上人工透析を受けている場合は、年間96枚まで交付します。予約制乗合タクシーとの併用はできません。

※タクシー券の有効期限は2024年3月31日までです。前年度に交付されたタクシー券（有効期限が2023年3月31日のもの）は使用できません。再度今年度分の申請をお願いします。

身体障害者手帳1級または2級の人、療育手帳A判定の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

※施設で生活している人、自動車の運転免許を所持している人、家族が障害者の利用のために自動車税の減免措置を受けている人は助成の対象となりません。

手続に必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
申請場所
健康福祉課、柳田・内浦総合支所、小木・鶴川支所

健康福祉課障害福祉係
☎（62）8515

お知らせ

国民年金保険料は
納期までに納めましょう

令和5年4月分／令和6年3月分までの国民年金保険料は、
月額 16,520円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカード、Pay・easyなどによる納付のほか、スマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できます。

納付期限までに保険料を納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めましょう。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますのでご相談ください。

☎住民課年金係（62）8510

お知らせ

無料年金相談の廃止について

七尾年金事務所の出張無料年金相談は、毎年、年4回行っていました。が、今年度以降は相談対応できる社会保険労務士の確保が見込めないため廃止となりました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

お知らせ

物価高騰により4月1日から
利用料金を改定します

町民の皆さまには、厳しい経済情勢において、一層の負担をお願いせざるを得なくなり、お詫び申しあげます。

■能登海洋深層水施設利用料

種類	改定前	改定後
原水（200リットル）	110円	150円
脱塩水（10リットル）		
濃縮水（10リットル）	110円	150円
飲料水（2リットル）		

これからも安全で良質な能登海洋深層水を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

■能登海洋深層水施設

☎（74）1233

ふるさと振興課（62）8526

■入浴料金（大人（中学生以上））

施設名	改定前	改定後
国民宿舎能登やなぎだ荘（柳田温泉） 縄文真協温泉浴場（縄文真協温泉） セミナーハウス山びこ（能登黒川温泉）	490円	550円
国民宿舎能登うしつ荘	440円	500円
ラプロ恋路	440円	500円

※小学生270円、幼児（3歳以上）160円については変更ありません。

お知らせ

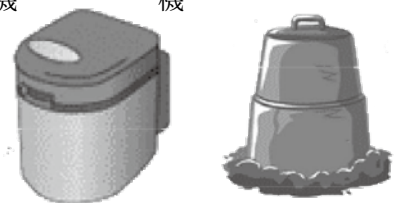
生ごみ処理機の購入補助

生ごみの減量化や堆肥としての資源化を図るために、生ごみ処理機購入の補助制度があります。ぜひご活用ください。

対象者 町内に住所を有する人

補助額

- ・コンポスト
購入額の1／2
（限度額3千円）
1世帯2台まで
- ・電気式生ごみ処理機
購入額の1／3
（限度額2万円）
1世帯1台まで
- ・業務用生ごみ処理機
購入額の1／3（限度額20万円）
1事業者1台まで



必要書類
メーカー名・規格が記載された領収書、振込口座がわかるもの

☎住民課環境係（62）8510

お知らせ

「ノトクロスポート」の
営業時間を拡大します

令和3年にオープンした活動交流拠点「ノトクロスポート」は、移住・定住相談から起業や創業相談、ワーク利

ニュース

首都圏交流 東京都文京区
「湯島天神梅まつり」

町観光協会は、首都圏在住者との交流促進および観光PRを目的として東京都文京区で開催された「第66回湯島天神梅まつり」に物産展等の出店を行いました。湯島天神は、学問の神様「菅原道真公」が祀られ、多くの受験生や子どもの合格祈願をする人々が訪れます。梅まつりは、2月8日から3月8日まで開催され、期間中は延べ40万人の来場があり、町観光協会が出店した2月11日・12日の両日も多くの人で賑わいました。

物産展では、合格を祈願する「当日の米」や米飴、ブリ大根などの販売、能登杜氏の酒のふるまいを行い好評を得ました。また、町定住促進協議会が定住支援についてPRを行い、多くの人が耳を傾けていました。



※詳しくは、ホームページ（<https://notocrossport.com>）をご覧ください。

ニュース

キャッシュレス決済
推進協議会を設立

梅まつりは、平成16年に当時の柳田村観光協会が参加し、これまで継続しています。今では首都圏在住の多くの能登町出身者が来場する機会となり、今回も懐かしい顔を喜ぶ姿が見られました。



能登町キャッシュレス決済推進協議会の設立総会が3月17日、商工会で開かれました。9人で構成され、会長に酒屋利信氏が就任、事業計画および収支予算などを承認しました。

協議会は、現在内浦商店連盟協同組合が運営している電子マネー機能付ポイントカード「ひまわりカード」事業の町内全域に拡充することを目的とし、円滑に推進するための組織です。4月から加盟店に必要な決済用端末の申込の受付を開始し、6月から「ひまわりカード」の加入申込案内や受付業務を行う予定です。

※「ひまわりカード」のしくみなどについては、広報のと5月号に掲載を予定しています。

令和5年度 能登町奨学生を募集します！

令和5年度能登町奨学金貸与を受ける生徒・学生を募集します。必要書類など詳細については、町ホームページで確認いただくか、教育委員会までお問い合わせください。

貸与資格

- ①本町に現に引き続き3年以上居住する者の子弟であること
- ②以下のいずれかに在学し、品行方正、学術優秀および身体強健であること
 - ・高等学校（特別支援学校の高等部を含む）
 - ・高等専門学校または専修学校の修業年限が2年以上の高等科もしくは専門課程
 - ・大学（大学院を除く）

- ③学費の支弁が困難であること
- ④同一世帯もしくは、2親等以内の親族に町税等について滞納がないこと

受付期間 4月10日⑨～30日⑨

提出先 教育委員会事務局または柳田・内浦総合支所

☎教育委員会事務局 62-8537

貸与区分	金額（月額）
高校	20,000円
短大・高専	25,000円
大学	30,000円

学校生活の費用を助成
就学援助制度

経済的理由により費用の負担が大きいと認められる児童生徒に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度です。申請書は各学校にあります。

申請には学校長の意見書が必要ですので、在籍している小中学校へ申し出てください。

※児童生徒の世帯構成や所得状況などにより認定されない場合があります。

入札結果

2月15日～3月14日

契約金額500万円以上の入札結果です。
全入札結果は町ホームページに掲載しています。

☎企画財政課 62-8535

件名	場所	担当課	契約額	落札者
令和4年度 道路メンテナンス事業 町道小木市之瀬3号線（市之瀬新橋）橋梁補修工事	小木	建設水道課	12,702,800円	南山工務店

令和4年度 能登町生涯学習振興大会

2月26日、生涯学習振興大会が役場大集会場で開催され、約200人が来場しました。

社会教育功労者表彰式が行われ、町の社会教育の振興に尽力した3人が表彰されました。松波公民館の瀧田敦夫館長が「地域のみなさんとともに」と題し、旧内浦町時代の写真の整理事業などの活動事例について発表しました。

書家の金澤泰子さんによる「ダウン症の娘と共に生きて」と題した記念講演には、多くの来場者が詰めかけました。金澤さんは、魂の書家として知られる娘の金澤翔子さんと共に歩んできた、これまでの人生を振り返り、「生きてさえいれば絶望はない」と語りました。

1階の生涯学習展示コーナーでは、各公民館の特色ある活動事業が紹介され、多くの人が足を運んでいました。



表彰された皆さん ＊かつて内は推薦団体
・堂前弘子さん＝笹川＝(柳田公民館)
・少橋広之さん＝新保＝(白丸公民館)
・干場勝治さん＝宇出津新＝(町文化協会)

自衛隊入隊予定者激励会



自衛入隊予定の板谷さん(中央) 右は山下自衛隊石川地方協力本部長

2月22日、役場で自衛隊入隊予定者の激励会が開かれました。海上自衛隊に入隊予定の板谷海斗さん(＝小木＝)が大森町長らから激励を受けました。

大森町長が「周りの人から信頼される自衛官になってほしい」と激励の言葉を贈り、山下龍太郎自衛隊石川地方協力本部長が「他人と比べず自分のペースで貫いてほしい」と活躍を祈りました。

将来、潜水艦での勤務を希望する板谷さんは「しっかりと責任を持って行動できる自衛官になりたい」と決意を述べました。

町自衛官募集相談員の今井世紀子さんと町自衛隊家族会の田淵實会長から記念品が手渡されました。

農業委員会委員および農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会委員および農地利用最適化推進委員が、令和5年7月19日に任期満了となることから、それぞれの委員を募集します。

☎農業委員会事務局 ☎ 62-8525

○農業委員

対象者

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

定数 12人

任期 令和5年7月20日～令和8年7月19日

報酬 月額12,000円(会長、副会長は別途規定)に、活動実績に応じた額を加えた額

職務内容

- ・農地権利移動、農地転用等の申請地にかかる現地確認および審議(毎月25日前後の農業委員会総会)
- ・農地利用最適化推進委員を補助し、農地利用の最適化の推進(農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進活動)
- ・その他、必要に応じた研修会などへの出席

○農地利用最適化推進委員

対象者

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができる者

定員 18人

任期 農業委員会から委嘱された日～令和8年7月19日

報酬 月額8,000円に、活動実績に応じた額を加えた額

職務内容

- ・担い手への農地集積・集約化を推進するための農地の貸し手・借り手の意向把握や話し合い活動への参加
 - ・遊休農地の発生防止・解消するためのタブレット端末等による農地利用状況調査
 - ・新規参入の促進をするための相談対応
- ※定期的な会議の予定はありません

応募方法

自薦または他薦とします。

応募・推薦方法の詳細および申込書は、農業委員会事務局や各支所に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

両方に応募できますが、兼務することはできません。

応募受付期間 4月3日⑧～28日⑨必着

公表について 応募者の状況は、4月14日頃から町ホームページで公表します。公表内容は、推薦を受けた者および応募した者の数とします。



推進委員担当地区一覧

区域名	区域の詳細
第1区	姫、真脇、羽生、大沢、小浦、羽根、宇出津、宇出津新、宇出津山分、崎山、宇出津新港
第2区	藤ノ瀬、曾又
第3区	宇加塚、鶴町
第4区	藤波、波並、黒郷、矢波、猪平、吉野
第5区	七見、鶴川、小垣、武連、柿生、瑞穂、俎倉
第6区	山田、本木、宮地、鮭尾、太田原、柏木
第7区	柳田、五十里、十郎原
第8区	笹川、石井、国光、鴨川
第9区	上長尾、小間生、桐畑、鈴ヶ嶺、久田
第10区	上町、合鹿、天坂、寺分、五郎左工門分
第11区	中斉、神和住、斉和
第12区	当目、大箱、黒川、北河内
第13区	松波、恋路、明生、布浦、九里川尻
第14区	秋吉、河ヶ谷、清真、宮犬
第15区	上、滝之坊、田代、駒渡、福光
第16区	不動寺、行延、時長、山中、満泉寺、国重、泉
第17区	立壁、四方山、白丸、内浦長尾
第18区	小木、市之瀬、明野、越坂、新保

ごみ分別アプリの利用を開始します

4月1日から、ごみ分別アプリの利用を開始します。ごみ収集日の通知、カレンダーの表示、分別検索など便利な機能を搭載しています。アプリ利用は無料です。ぜひ、ごみの分別や資源化にご利用ください。

ごみの分別が一目瞭然、
ごみの出し忘れも一気に解消

設定方法

QRコードでアプリをインストール

能登町を選択

町内名を選択して保存

設定完了

5374App



Google Play



App Store



☎住民課環境係 ☎ 62-8510

予約制乗合タクシーおでかけ便の乗車場所を拡大します

宇出津地区を除く町内全域を6つの地域に分け、ご自宅から宇出津方面へ向かう予約制乗合タクシーの「おでかけ便」の降車場所が、4月1日から宇出津地区内(一部除く)どこでも降車することができますようになります！

※おかえり便(公立宇出津総合病院からご自宅へ)の乗車場所については、これまでと同様、公立宇出津総合病院のみとなっておりますのでご注意ください。

一律ひとり700円/片道



①会員登録

無料。企画財政課または宇出津総合病院の「処方せん相談窓口」で登録申請してください。

②会員になれる人

- ・能登町に住所のある人
- ・付き添いがあれば乗り降りができる人(乗り合いという性質上、車いすでの利用はできません)

③利用方法

宇出津総合病院の「処方せん相談窓口 ☎ 62-1316」へ予約

【ご予約は】

「おでかけ便」は利用の1週間前～前日17:00まで

「おかえり便」は利用の1週間前～出発の1時間前まで

※予約後に利用しない場合は、キャンセルの電話を必ず1時間前までに「処方せん相談窓口」へ連絡してください。

☎企画財政課 ☎ 62-8535

人事異動

令和5年4月1日付人事異動
が3月24日に内示されましたので
紹介します。



■課長級

▽諸角勝則（議会事務局局長）
▽吉村泰輝（企画財政課長）
▽折坂昭夫（税務課長）▽石
崎宏子（会計管理者兼会計課
長）▽鏡島敏雄（建設水道課
長）▽鶴垣厚夫（内浦総合支
所長）

■課長補佐級

▽武田英雄（総務課CATV
放送室長）▽吉田源一郎（総
務課長補佐兼DX推進室長）
▽大倉一郎（総務課長補佐）
▽藤谷雅美（企画財政課長補
佐）▽山下知美（税務課長補
佐）▽二又敏晴（住民課長補
佐（奥能登クリーン組合派
遣）▽南山寛幸（住民課長
補佐）▽小路芳宏（健康福祉
課長補佐（社会福祉法人能登
町社会福祉協議会派遣期間更
新）▽千場かおり（健康福
祉課長補佐）▽大鷲陽子（健
康福祉課長補佐）▽青木秀勝
（ふるさと振興課地域戦略推

進室課長補佐）▽槻泰成（農
林水産課長補佐）▽大畑幸夫
（建設水道課長補佐）▽大平
均（建設水道課長補佐）▽平
茂之（教育委員（会事務局次長）

■主幹級

▽坂本賢太郎（総務課主幹兼
DX推進室主幹）▽山口竜次
郎（総務課主幹兼危機管理室
主幹）▽寺川和美（総務課秘
書室主幹）▽下谷内奈緒（企
画財政課主幹（奥能登広域圏
事務組合派遣期間更新）▽
諸角静香（企画財政課主幹）
▽本井敬（企画財政課主幹）
▽山本真理子（税務課主幹）
▽和田哲也（住民課主幹（奥
能登クリーン組合派遣期間更
新）▽北野浩志（健康福祉
課主幹）▽時長弘志（農林水
産課主幹）▽八幡美雪（建設
水道課主幹）▽町端晃（建設
水道課主幹）

■係長級

▽小坂陽一（総務課係長兼D
X推進室係長）▽綱屋栄次郎
（企画財政課係長）▽大黒恭
卓（税務課係長）▽小弥恵（多
目的交流センター係長）▽山
本葉子（健康福祉課係長）▽
出村光里（健康福祉課係長）
▽坂口育代（健康福祉課係長）
▽河端逸美（ふるさと振興課
地域戦略推進室係長）▽宮谷
内貴紀（建設水道課係長）▽
大澤融（建設水道課係長）▽
中谷亜沙美（内浦総合支所係
長）▽蓑島阿貴子（教育委員
会事務局係長）▽安田優（教
育委員会事務局係長）▽高山
智美（公立宇出津総合病院事
務局係長）▽上野緑（公立宇
出津総合病院事務局係長）

■主査級

▽川原永靖（総務課主査兼D
X推進室主査）▽岩池彩海（総
務課主査兼危機管理室主査）
▽田原総一郎（総務課CAT
V放送室主査）▽奥野歩（小

木支所主査）▽寺口智之（税
務課主査（奥能登地区地方税
滞納整理機構派遣）▽大黒
ますみ（健康福祉課主査）▽
谷内琢哉（健康福祉課主査）
▽紺谷仁志（健康福祉課主査）
▽釣谷拓史（健康福祉課主査）
▽広瀬翔（柳田総合支所主査）

■主事級

▽斉藤駿（総務課主事兼DX
推進室主事）▽清水智之（総
務課主事兼DX推進室主事）
▽南優花（総務課主事兼DX
推進室主事）▽大淵直子（総
務課秘書室主事）▽成山慧（住
民課主事）▽山本佳奈（会計
課主事）▽清水亜斗（健康福
祉課主事（石川県後期高齢者
医療広域連合派遣）▽油谷
和樹（ふるさと振興課主事）
▽亦木梨奈（農林水産課主事）
▽川崎能希（農林水産課主事）
▽田形綾香（柳田総合支所主
事）▽白坂志緒（公立宇出津
総合病院事務局主事）

■主任保育士

▽水元智子（柳田保育所主任
保育士）▽半崎晶美（鶴川保
育所主任保育士）▽中田有香
（しらさぎ保育所主任保育士）

■保育士

▽竹橋綾（しらさぎ保育所保
育士）▽堀内真琴（しらさぎ
保育所保育士）▽高橋奈々恵
（しらさぎ保育所保育士）▽新
谷裕子（ひばり保育所保育士）
▽芳野仁美（ひばり保育所保
育士）▽中井秀美（ひばり保
育所保育士）▽大門広美（鶴
川保育所保育士）▽天幸有加
（柳田保育所保育士）▽笹野
遥香（柳田保育所保育士）▽
田村怜奈（柳田保育所保育士）

■公立宇出津総合病院医師

▽野島直巳（公立宇出津総合
病院副院長兼外科診療科長兼
外科医長）

■公立宇出津総合病院医療技師

▽平智子（理学療法士長）▽
洲崎久美（理学療法士長）

■公立宇出津総合病院看護師

▽府中歩美（副総看護師長）
▽尾上法恵（看護師長）▽上
野真由美（主任看護師）

■新規採用

▽木引美里（総務課CATV
放送室主事）▽船田沢実（税
務課主事）▽谷屋紗希（住民
課主事）▽後田朋美（健康福
祉課技師（社会福祉士）▽石
上拓郎（建設水道課技師）▽
江川友弥（公立宇出津総合病
院事務局主事）▽善野加奈（鶴
川保育所保育士）▽北知帆香
（公立宇出津総合病院内科医
師）▽加賀弥生（公立宇出津
総合病院内科医師（併任・石
川県職員）▽木村里紗（公立
宇出津総合病院内科医師）▽
北岡美羽（公立宇出津総合病
院内科医師）▽山下盟人（公
立宇出津総合病院看護師）▽
徳野千流（公立宇出津総合病
院看護師）▽北橋英幸（公立
宇出津総合病院看護師）

■勤務延長

▽長谷川啓（公立宇出津総合
病院長兼外科医長）

■再任用更新

▽蔭田大介（総務課長）▽赤
阪浩幸（小木支所長）▽小畠
忠浩（鶴川支所長）▽大庭
毅（多目的交流センター所
長）▽高田秀樹（教育委員会
事務局次長兼真脇遺跡縄文館
長）▽下野景子（小木支所主
幹）▽本谷広子（健康福祉課
主幹）▽高田映子（こどもみ
らいセンター所長）▽下野陽
子（公立宇出津総合病院事務
局主幹）▽上端正美（しらさ
ぎ保育所長）▽浅井節子（ひ
ばり保育所長）▽川岸孝子（柳
田保育所長）▽谷内田浩（総
務課秘書室技能職員）▽森進
一（住民課技能職員（衛生セ
ンター）▽上野勸（住民課
技能職員（能都埋立処分場）
▽山口伸治（教育委員会事務
局校務員（柳田小学校）▽
岩本義和（公立宇出津総合病

■再任用

▽浜上他美子（内浦総合支所
労務職員）▽竹中進（教育委
員会事務局校務員（松波小学
校）▽吉井絹枝（公立宇出
津総合病院看護師）

■3月31日付退職者

▽兄後修一（建設水道課長）
▽橋本直博（内浦総合支所長）
▽打合いずみ（議会事務局長）
▽権谷未奈（しらさぎ保育所
保育士）▽浜上他美子（内浦

■再任用任期満了

▽寺下昇（総務課CATV放
送室長）▽瀬戸厚子（健康福
祉課主幹）▽佐野静子（ひば
り保育所保育士）▽北口弘美
（住民課技能職員（多目的交
流センター）▽船山茂（住
民課技能職員（多目的交流セ
ンター）

総合支所労務職員）▽竹中進
（教育委員会事務局校務員（松
波小学校）▽舟木洋（公立
宇出津総合病院外科診療科長
兼外科医長）▽一宮佑輔（公
立宇出津総合病院内科医師
（併任・石川県職員）▽吉倉
昌平（公立宇出津総合病院内
科医師）▽金子裕紀（公立宇
出津総合病院内科医師）▽田
中英輔（公立宇出津総合病院
理学療法士）▽田中宗充（公
立宇出津総合病院診療放射線
技師）▽吉井絹枝（公立宇出
津総合病院副総看護師長）▽
尾形祥枝（公立宇出津総合病
院看護師）

番号	講座名	時間(分)	担 当
1	私のまちづくり	45	町長（総務課 秘書室）
2	身近な議会	60	議会事務局
3	役場の組織と役割	45	総務課
4	くらしの中の選挙	45	
5	進めよう町の改革	45	
6	マイナンバー制度を学ぼう！	45	
7	移住政策から考える空き家の利活用について	45	ふるさと振興課 (地域戦略推進室)
8	能登町創生総合戦略について	45	
9	能登高校魅力化プロジェクトの取り組みについて	45	
10	新しい働き方ワークショップについて	45	
11	ふところぐあいお見せします	60	企画財政課
12	予約制乗合タクシーを使ってみよう！	45	
13	町の税について	30～45	税務課
14	税務署へ行かずに確定申告	適宜	輪島税務署
15	税の役割と税務署の仕事	適宜	
16	窓口業務のあれこれ	30	住民課
17	ご存じですか？国民年金制度	60	
18	自主番組ができるまで	45	総務課（CATV 放送室）
19	未来につなぐ相続登記	45	金沢地方事務局輪島支局
20	Let's！ブックコート	60	中央図書館
21	図書館へ行こう！	60	
22	もっと知ろう 介護保険	60	健康福祉課
23	認知症を正しく理解しよう	60～90	
24	老人福祉ってどんな制度	30～45	
25	障害福祉ってどんな制度	30～45	
26	国保、後期高齢者医療あれこれ	60	
27	生活習慣病を予防しよう	60	
28	骨粗しょう症を予防しよう	40	
29	予防接種の Q & A	30	
30	レクリエーションで介護予防	60	
31	がん語り部講座	30	
32	郷土料理を学ぼう	90	
33	心の SOS に気づこう！	45	
34	こころのケア講座	50	DVホットラインのと
35	手話っち！	90	手話サークルこだま会
36	よくわかる食品安全の基礎知識	60または30	北陸農政局
37	よくわかる有害化学物質と商品安全（重金属編）	60	
38	よくわかる牛トレーサビリティ	60	
39	よくわかる米トレーサビリティ	60	
40	ご存じですか？食料自給率	60	県水産総合センター
41	和食文化の継承の取り組み	60	
42	石川の水産発酵食品「いしる」	30	県農林総合研究センター 畜産試験場能登畜産センター
43	おいしい牛肉「能登牛」	40	

番号	講座名	時間(分)	担 当
44	おしえて深層水	60	ふるさと振興課
45	鳥獣害対策（基本編）	90	農林水産課
46	鳥獣害対策（防護柵・捕獲）	90	
47	広げようリサイクルの輪	60	住民課
48	ごみ処理等の施設見学	60	
49	不法投棄の現状と対策	60	
50	身近な地球温暖化対策	60	
51	街と海、きれいに保つ下水道	45	建設水道課
52	こうして届けられる 能登町の水道水	60	
53	環境・エネルギーについて	30	北陸電力(株)珠洲営業所
54	北陸電力株式会社 珠洲太陽光発電所の施設見学	30	
55	能登町の自然	45	のと海洋ふれあいセンター
56	よくわかる農業に関する安全性	60または30	北陸農政局
57	よくわかる家畜伝染病	60	
58	石川の漁業、能登町の漁業	30	県水産総合センター
59	大敷網も流す「急潮」の 発生メカニズム	45	
60	石川県のイカ釣り漁業	45	
61	身近な川や池の魚たち	45	
62	ドジョウの養殖	45	総務課（危機管理室）
63	町の防災について	45	
64	マイ・タイムラインを作ろう	45	
65	自主防災組織を作ろう！	30	
66	地域での防災対策 （家庭や地域でできる事）	60	町防災士会
67	救命入門コース	60	能登消防署
68	救命入門コース（90分）	90	
69	普通救命講習Ⅰ	180	
70	普通救命講習Ⅱ	240	
71	普通救命講習Ⅲ	180	
72	上級救命講習	480	
73	地域の防火・防災 その1	40	
74	地域の防火・防災 その2	30	能登海上保安署
75	消防署施設見学	60	
76	海上保安庁の仕事	45～60	珠洲警察署
77	海の安全講座	45～60	
78	交通事故防止講座	45～60	住民課
79	振り込め詐欺被害防止講座	45～60	
80	サイバー犯罪被害防止講座	45～60	消費生活推進員
81	消費者トラブルについて	60	
82	消費生活講座	30～60	棚田 洋一
83	家庭・家族の法律 Q & A	60	
84	インターネットを始めよう （初心者向け）	適宜	総務課
85	ミニミニ映像クリエイト	適宜	総務課（CATV 放送室）
86	みんなで踊ろう「能登町音頭」	60	町婦人団体協議会

番号	講座名	時間(分)	担 当
87	作ってみよう！イカとつくり	30	県海洋漁業科学館
88	作ってみよう！ きれいな海藻しおり	30	
89	加夢加夢おはなし会	30～45	加夢加夢おはなし会
90	縄文土器で塩づくり	90	のと海洋ふれあいセンター
91	貝がらクラフトを楽しもう！	30～	
92	まんてんぼしから宇宙へ	30	星の観察館 満天星
93	うちゅうで遊ぼう！	30	
94	虹が見える！？光の実験ショー	20	
95	まんてんぼしから宇宙へ （出張版）	30	
96	伝統文化 和紙づくり	～半日	久田和紙 紙工房みわ会
97	伝承娯楽「ごいた」	60	能登ごいた保存会
98	紙芝居による昔ばなしの読み聞かせ	30	おはなしボランティア ひまわり
99	能登町まるごと観光 （町内各地の見どころ）	60	ふるさと振興課
100	町は大きな博物館	45	民有「歴史文化」資産 の保存活用を考える会
101	能登町ロマンスロードトレイル	180	
102	真脇遺跡とは	30	真脇遺跡縄文館
103	能登町れきし・ぶんか教室	適宜	教育委員会事務局
104	健康の原点はウォーキングから	90	町スポーツ推進委員会
105	ニュースポーツの紹介	90	
106	体組成測定／体力テスト	60	能都体育館
107	ノルディックウォーキング	120	
108	YOGA	60	
109	ピラティス	60	
110	シニアフィットネス	60	
111	アクアエクササイズ	45	

対象

町内に在住、在勤、在学する概ね 10 人以上で構成される団体、またはグループ、サークルです。

開催日時

年末年始および祝日を除く、午前 9 時から午後 9 時までの間で、おおむね 2 時間以内とします。

開催場所

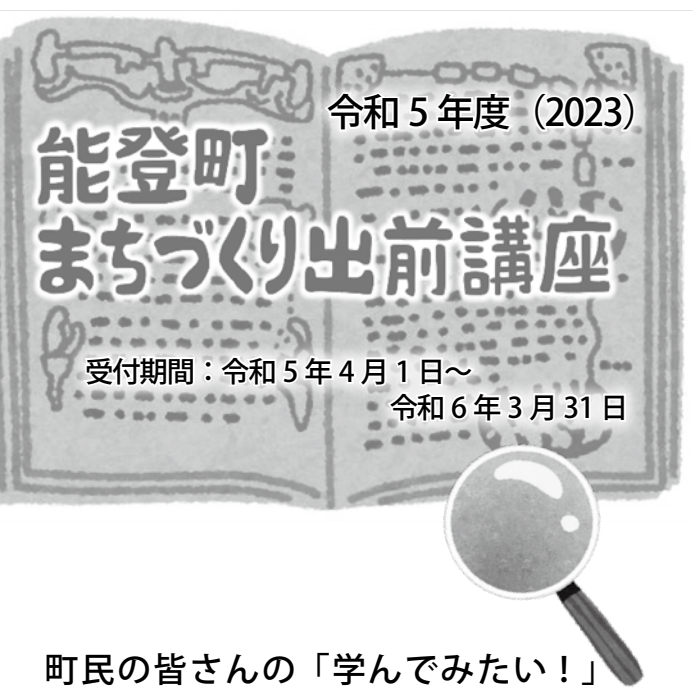
原則として町内とします。（会場の手配や進行は申込者側でお願いします。）

費用

原則無料です。（教材費、施設使用料などが必要な講座もあります。）

お申込み方法

開講希望日の **2 週間前までに**、受講申込書を記入の上、生涯学習推進本部に申込みください。（F A X、電子メール可）
 詳しい講座内容や受講申込書は教育委員会事務局、各総合支所・支所、公民館に設置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。



町民の皆さんの「学んでみたい！」というご要望にお応えするため、各講師が皆さんの所へ出向いて、お話をお届けします。
 防災、救命、福祉、健康、スポーツなど、全 111 講座を取りそろえました。お申込みをお待ちしています。

その他

この講座は、皆さんの学習支援のために開催しますので、苦情や批判などを言う場にならないようにご協力ください。※感染症対策などのため人数などの制限をお願いする場合があります。

お引き受けできないとき

- ・公の秩序または善良な風俗を阻害したりするおそれがあるとき
- ・特定の政治または宗教に関わる活動につながるおそれがあるとき
- ・営利を目的とした事業等を行うおそれがあるとき
- ・町長が出前講座の実施が適当でないと認めるとき



https://www.town.noto.lg.jp/www/service/detail.jsp?common_id=14034